

## 「番号」の哲学:「個人情報」の定義(2条1項)

- 「識別」の解釈: **誰が識別するのか?** その主語は条文上明らかではない。特定個人の「識別」可能性判断の主体は解釈上の論点となる。
  1. 「事業者」基準: 個人情報を取り扱う事業者を基準として判断する説
  2. 「従業者」基準: 個人情報を取り扱う事業者の従業者等自然人を基準として判断する説
  3. 「本人」基準: 情報主体である本人を基準として判断する説
  4. 「一般人」基準: 社会一般の人を基準として判断する説

## <個人に関する情報>

**C.番号(識別子)** 共通番号, ケータイID, 携帯電話番号,メアド,クレジット番号, 顧客・社員番号, 車のナンバー等

### A.識別情報(本人確認情報)

#### ○社会的情報

- ・氏名
- ・自宅住所  
(勤務先)
- ・生年月日

#### ○生物学的情報

- ・年齢
- ・性別
- ・肖像

- ・位置情報など  
ライフログ
- ・身体的特徴  
(髪, 目の色等)
- ・生体情報  
(指紋, 掌紋,  
虹彩, 遺伝子等)

### B.属性情報(その他の情報)

#### ○内心の秘密

- ・思想信条(思想良心の自由)
- ・宗教(信教の自由)
- ・趣味嗜好, 性生活等

#### ○医療情報

- ・病歴(カルテ, レセプト)・介護
- ・健康状態, 体力

#### ○個人信用情報

- ・資産状況(不動産, 金融財産,  
貴金属等保有状況, 預貯金等)
- ・クレジットカード情報・納税・年金

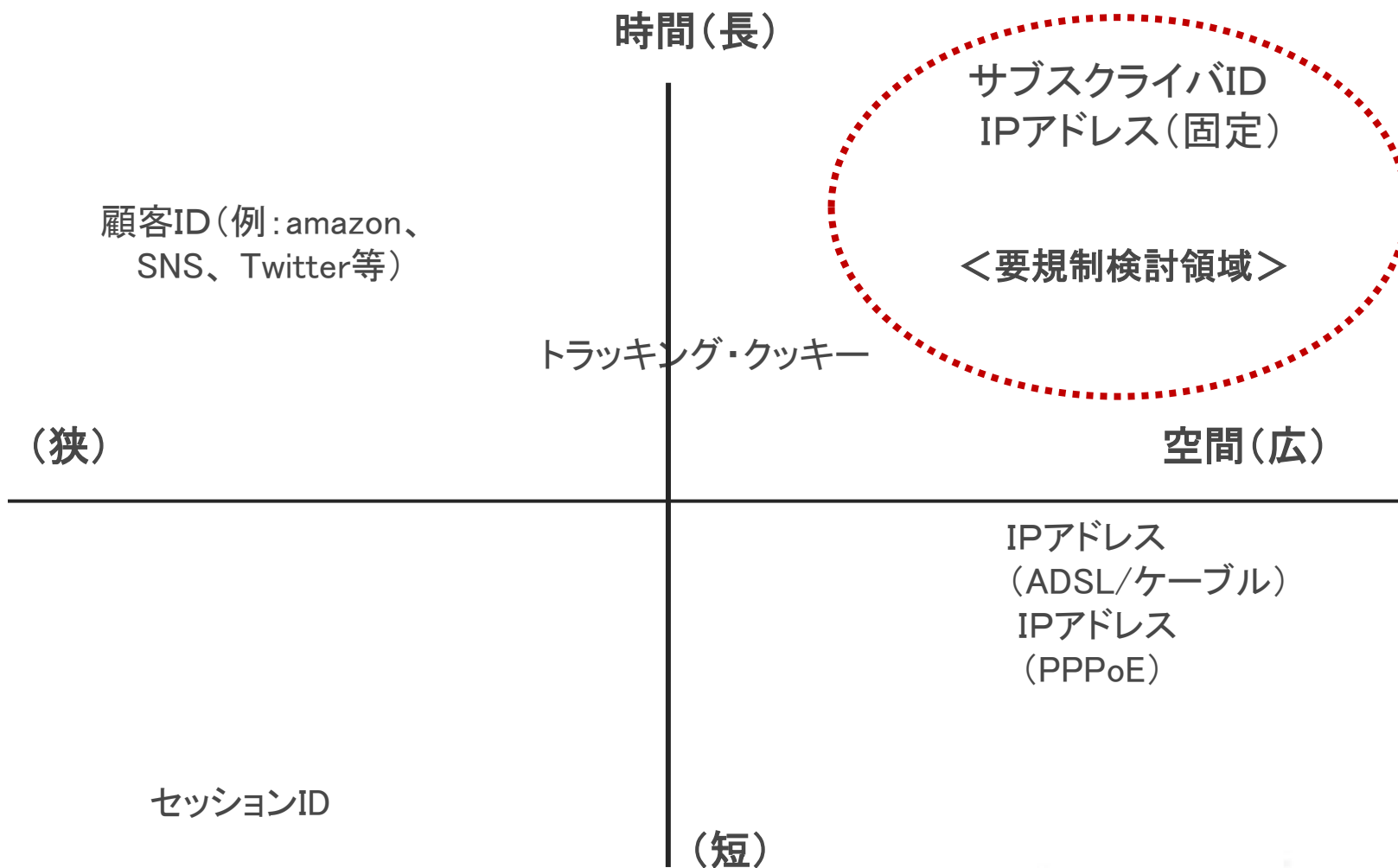
#### ○購買履歴 ○通信通話情報

- 家族・身分関係 ・戸籍情報(族称・僭称), 内縁関係
- 経歴・社会活動等 ・学歴, 職歴, 資格, 所属団体,  
・政治活動, 労働運動・犯罪歴, 反社情報等ブラックリスト

本人(個人の尊厳)

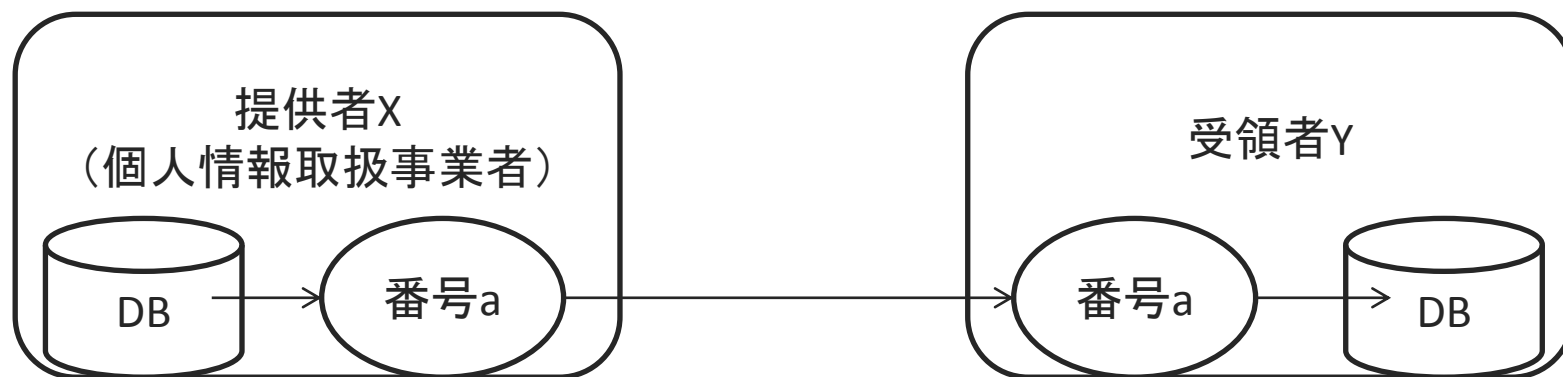
イメージ・評価

# 番号(識別子)の法的評価—時間軸と空間軸



(独立行政法人産業技術総合研究所 主任研究員 高木浩光氏の提言)

# 番号(識別子)と第三者提供(23条)の適用関係



提供者X	→(提供)→	受領者Y	Xの法適用の有無
特定個人識別性あり ○	→ 個人データ	特定個人識別性あり ○	あり
特定個人識別性なし ×	→ 番号	特定個人識別性なし ×	なし
特定個人識別性なし ×	→ 番号	特定個人識別性あり ○	なし
特定個人識別性あり ○	→ 番号	特定個人識別性なし ×	経産省 : あり 有力説 : なし

# 番号(識別子)と第三者提供(23条)の適用関係

## 1. 第三者提供における「識別」性判断の主体

(1) 提供者(行政庁・事業者)基準

(2) 受領者基準(受領者が個人情報取扱事業者であるか否かを問わない。)

\* データ流出の場合は？

## 2. 「照合」性判断における主体

(1) 行政庁・事業者基準(法人全体から評価する)

(2) 職員・従業員基準(データを取り扱っている自然人を基準に容易照合性判断を行う)

# \* 主務大臣制と法適用(ガイドライン)

## 「個人情報保護に関する法律」

### 「基本法」部分

第1章 総則(目的・基本理念)

第2章 国及び地方公共団体の責務等

第3章 個人情報保護に関する施策等

\*第5章 雑則(権限又は事務の委任、政令への委任など)



### 民間部門の「一般法」部分

第4章 個人情報取扱事業者の義務等

第5章 雑則(適用除外)

第6章 罰則



「行政機関の保有する個人情報保護に関する法律」



「独立行政法人等の保有する個人情報に関する法律」



地方公共団体による「条例」

\* 市区町村の「個人情報保護条例」

\* 都道府県の「個人情報保護条例」



個人情報取扱事業者  
(民間企業等)  
民間部門



行政機関



独立行政法人等



地方公共団体等

公的部門

## \* 教育分野の個人情報保護法適用関係(例)

個人情報を取り扱う主体	適用法	監督官庁
文部科学省	行政機関個人情報保護法	総務省(行政管理局)
国立大学法人東京大学	独立行政法人等個人情報保護法	総務省(行政管理局)
東京都立小石川高校	東京都個人情報保護条例	東京都
中野区立〇〇中学校	中野区個人情報保護条例	中野区
私立〇〇学園小学校	個人情報保護法	文部科学省
〇×進学塾	個人情報保護法	経済産業省

- 研究教育機関を対象として本来一元的に行われるべき文部科学行政が、個人情報の取扱いについては、総務省と文部科学省と地方自治体に分かれる問題。



## \* 大学・その関係団体等と個人情報保護法の適用関係

個人情報を取り扱う主体	適用法	監督官庁
国立大学法人東京大学	独立行政法人等個人情報保護法	総務省(行政管理局)
・大学病院	→ ガイドライン	+ 厚労省
・遺伝子の取扱い	→ ガイドライン	+ 厚労 + 文科 + 経産
東京大学同窓会	個人情報保護法	消費者庁
東京大学労働組合	個人情報保護法	厚生労働省
東京大学生生活協同組合	個人情報保護法	経済産業省
大学の委託先企業	個人情報保護法	経産省等主務大臣
学生個人	適用なし(契約法・不法行為法)	(裁判所)





## \* 医療分野の個人情報保護法適用関係(例)

個人情報を取り扱う主体	適用法	監督官庁
厚生労働省	行政機関個人情報保護法	総務省(行政管理局)
国立がん研究センター	独立行政法人等個人情報保護法	総務省(行政管理局)
東京都立〇〇病院	東京都個人情報保護条例	東京都
国立市立△△病院	国立市個人情報保護条例	国立市
医療福祉法人〇〇病院	個人情報保護法	厚生労働省
〇〇内科(個人開業医)	個人情報保護法	厚生労働省

- 病院を対象とする厚生労働行政が、総務省と厚生労働省、地方自治体(そして、大学病院はそれに加えて文科省)が関与することになる問題



# 個人情報保護条例を維持できるか？

- 「住基ネット」さらには「自治体クラウド」構想、「共通番号制度」導入の時代において1800を超える地方公共団体の議会がそれぞれ独自に個人情報の定義や安全管理基準を定め得る状態を放置している問題（地方自治の本旨に関わる事項か？ネットは自治体に閉じているか？）
  - 共通番号制度導入を前にプライバシー権に属する情報（人権）を基礎とした有効に権力チェック可能な新たな法制度構築が望まれる（条例の撤廃を含む）。

# \* 民間部門の規制対象(個人情報取扱事業者)

## 個人情報保護法施行令(政令)第2条

- ・・・当該個人情報データベース等の全部又は一部を構成する個人情報によって識別される特定の個人の数を除く。)の合計が過去6月以内のいずれの日においても5千を超えない者とする。
- 一 個人情報として次に掲げるもののみが含まれるもの
  - イ 氏名
  - ロ 住所又は居所(地図上又は電子計算機の映像面上において住所又は居所の所在の場所を示す表示を含む。)
  - ハ 電話番号

# \*「個人情報取扱事業者」の定義

「個人情報取扱事業者から除外される者」(施行令2条)  
論点①「5千を超えない者」の立証責任(主張する者)  
論点②「過去6ヶ月以内」の起算日(義務違反の日)



## \*「個人情報取扱事業者」の定義

二 不特定かつ多数の者に**販売**することを**目的**として発行され、かつ、不特定かつ多数の者により随時に購入することができるもの又はできたもの

### ●電話帳、カーナビデータと市販名簿への対応

「個人情報取扱事業者」該当性の問題

・安全管理義務(法20条、法21条、法22条)の対象情報(個人データ)から除外されるか？

→除外されず、法の適用あり。

cf. 経産省ガイドラインの立場＝権限行使せず

# \* 個人情報取扱事業者の利用目的管理義務

